

自然科学研究機構分子科学研究所放射線業務従事者登録手続要領

平成 16 年 4 月 1 日

分子科学研究所長裁定

1 趣旨

この要領は、自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則（平成 16 年分研規則第 7 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、放射線業務従事者（以下「業務従事者」という。）の登録手続等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 登録手続

業務従事者の登録手続は、次の各号に掲げるところにより行う。

- (1) 業務従事登録を希望する者（共同利用研究員を除く。以下、この項において第 2 号まで同じ。）は、別表に定める書類に必要事項を記入の上、研究所における所属研究領域等の長の同意を得て、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）及び放射線管理責任者を經由して研究所長に提出すること。
- (2) 人事労務課長は、業務従事者の健康診断に関する事務を所掌し、医療機関が発行する健康診断の結果を保管するものとする。
- (3) 業務従事者のうち共同利用研究員については、別表に定める所定の書類を研究所長に提出すること。
- (4) 主任者は、提出書類に基づいて行う登録の資格の判定を行うこと。
- (5) 国際研究協力課長は、前号の判定に従い、有資格者のうち特別共同利用研究員については特別共同利用研究員放射線業務従事承認通知書を、共同利用研究員については放射線業務従事承認通知書を所属の機関長へ交付すること。
- (6) 国際研究協力課長は、第 4 号の有資格者を国際研究協力課に備える登録者名簿に登録すること。
- (7) 研究所長は、登録者のうち職員並びに総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コースの学生等（以下「大学院生」という。）に対し、放射線業務従事者手帳（以下「手帳」という。）を交付すること。
- (8) 登録者は、規則第 31 条に定める必要な教育及び訓練を受けること。

3 登録の有効期間等

- (9) 登録の有効期限は、登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、研究所における身分が当該年度の途中で消失する場合は、身分消失の前日までとする。
- (10) 登録の更新は、前年度中に、前項各号の例に準じて行うこと。ただし、職員、大学院生、特別共同利用研究員及び職員に準じて取り扱うものについては、手帳に主任者の認印を受けることによって、これに代えることができる。この場合、特別共同利用研究員及び職員に準じて取り扱うもののうち主任者が指定する者にあつては、別に定める「従事期間調査書」を提出すること。

- (11) 登録の資格を消失した者は、手帳を返還しなければならない。
- (12) 手帳の記載事項（所属・身分・氏名・登録期間等）に変更があった者は、すみやかに主任者に届け出ること。

4 再登録

過去に分子科学研究所で登録していた者（共同利用研究員を除く。）が再度、2の登録手続を行おうとするときは、別に定める様式第6号を提出すること。

5 従事者登録・更新に関する制限

以下の者については、分子科学研究所以外の事業所（外部施設）のみで放射線業務に従事または利用資格取得を目的とした従事者登録及び更新は行わない。

- (1) 共同利用研究員及び共同利用研究員に準じて取り扱うもの（「職員に準じて取り扱うもの」への変更に関わらないこと）
- (2) 特別共同利用研究員

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年11月18日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入学し、引き続き在籍する総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻の学生については、2(7)中「総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース」を「総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻」と読み替えて適用するものとする。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

区 分	提 出 書 類	様 式	備 考
職員及び 大学院生	(1) 放射線業務従事認定申請書 (2) 放射線業務従事に関する申告書 (3) 放射線等健康診断個人票	第1号 第2号 第3号	申請前に同種の業務に従事していた者については、3ヶ月以内に受診した当該健康診断書の写しをもって替えることができる。
共同利用 研究員	放射線業務従事承認書	第4号	
共同利用研究 員のうち職員 に準じて取り 扱うもの	(1) 放射線業務従事認定申請書 (2) 放射線業務従事に関する申告書 (3) 放射線等健康診断個人票 (4) 放射線業務従事者登録申請書用 派遣元承諾書	第1号 第2号 第3号 第7号	取り扱い変更できる条件については、注2を参照 健康診断については「職員」と同じ。
特別共同利用 研究員	(1) 放射線業務従事認定申請書 (2) 放射線業務従事に関する申告書 (3) 放射線等健康診断個人票 (4) 特別共同利用研究員放射線 業務従事承認書	第1号 第2号 第3号 第5号	健康診断については「職員」と同じ。

(注)

1 次に掲げる者は、職員に準じて取り扱うものとする。

- (1) 外国人研究職員
- (2) 特別協力研究員
- (3) 特別研究員
- (4) 外国人研究員
- (5) 中国医学研修生
- (6) 外国人受託研修員

(7) クロスアポイントメント制度により、エフォートの最大値を分子科学研究所に割り当てた者。エフォートの最大値が分子科学研究所を含み複数の機関の場合にあつては、分子科学研究所における放射線管理を希望する者

2 次に掲げる者は、共同利用研究員に準じて取り扱うものとする。ただし、分子科学研究所に2ヶ月以上常駐する者については、(11)を除き職員に準じて取り扱うことができる。

- (1) 客員の研究教育職員
- (2) 共同研究員

- (3) 内地研究員
 - (4) 受託研究員
 - (5) 国際協力研究員
 - (6) 派遣研究員及び派遣技術支援員（ただし、機構もしくは研究所と直接労働契約を結んでいる人材派遣会社からの派遣者に限る。）
 - (7) 特別訪問研究員
 - (8) 自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設観測システム利用規則に基づき同システムを利用する民間研究者等
 - (9) 招へい研究員
 - (10) 共同利用研究に参加する学部学生
 - (11) 前項(7)に該当しないクロスアポイントメント制度を利用する者
- 3 連携・協力協定に基づく大学院生は、特別共同利用研究員に準じて取り扱うものとする。
- 4 本要領に記載のない職名（身分名）の者については、記載された職名（身分名）の中から雇用形態が近い職名（身分名）に読み替えて登録等の手続きを行うものとする。
- 5 海外の機関から様式第4号、様式第5号又は様式第7号を提出する場合は、それぞれの様式と同等の記載がある英語様式をもって替えることができる。